

聖隷こども発達支援センター和合(聖隷こども発達支援センターかるみあ和合)
「保育所等訪問支援利用契約」重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

本重要事項説明書は、当施設と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供される支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当施設では、利用者に対して保育所等訪問支援を提供いたします。当サービスの利用は、原則として保育所等訪問支援給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

∞ 目 次 ∞

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用施設	2
3. 通常の事業実施地域及び営業日	2
4. サービスに係る設備等の概要	3
5. サービス提供職員の配置状況	3
6. 当施設が提供するサービスと利用料金、負担軽減	3
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	5
8. 苦情の受付について	5
9. 損害賠償保険への加入	6
10. 業務継続計画について	6
11. 虐待防止について	6
12. 身体拘束の禁止について	6
13. 安全計画について	7
14. その他留意事項	7

社会福祉法人 聖隷福祉事業団

聖隷こども発達支援センター和合(聖隷こども発達支援センターかるみあ和合)

当施設は指定障害児通所支援事業の指定を受けています

(静岡県指定 第2257271938号)

1. サービスを提供する事業者

事業者の名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 青木 善治
法人の設立年月日	昭和 27 年 5 月 1 日
電話・FAX 番号	電話 053-413-3300 FAX 053-413-3314

2. 利用施設

施設の種類	令和 5 年 9 月 1 日指定 浜松市指定 第 2257271938 号		
施設の名称と目的	聖隷こども発達支援センター和合(聖隷こども発達支援センターからみあ和合)		
	保育所等訪問支援		
主たる対象者	特に定めない		
施設の所在地	静岡県浜松市中央区和合町 555 番地		
電話・FAX 番号	電話 053-475-6110 FAX 053-475-6116		
管理者(センター長)	井上 佳子		
児童発達支援管理責任者	松井 愛子、伊熊 直世		
施設の運営方針について	「自立」に向けて、生きていく「力」を育めるよう子ども一人ひとりに合わせた支援を提供します。また、ライフステージなどの変化に対応できるよう家庭・医療・福祉・教育と連携体制を整えます。		
開設年月日	令和 5 年 9 月 1 日		
第三者評価の実施状況	実施の有無	あり・なし	実施した直近の年月日
	実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況
	運営基準に定められている自己評価を行う際に、第三者の同席を求める等、第三者が参画する形で自己評価を年に 1 回行います。		
情報公表	概ね 1 年に 1 回以上、自己評価(従業者)及び事業所を利用する利用者(保護者)、訪問先による評価を行い、結果及び改善の内容をホームページにて公表します。また、結果は事業運営に反映させ質の改善を図ります。		

3. 通常の事業実施地域及び営業日

事業実施地域	浜松市内
営業日	月曜日～金曜日（12月29日～1月3日及び国民の休日を除く）
営業時間	9：00～16：00

4. サービスに係る設備等の概要

施設設備の概要

施設設備の種類	数
事務室	1室
相談室	1室

5. サービス提供職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して保育所等訪問支援を提供する職員として、国の定める指定基準を遵守して職員を配置しています。

職種	常勤換算	常勤専従	常勤兼務	非常勤兼務	保有資格等
管理者（センター長）			1人		
児童発達支援管理責任者	1.0		1人		
訪問支援員	必要数		1人以上		保育士等

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制および時間帯における最低配置人員		
管理者（センター長）	日勤	8：30～17：00	1名
児童発達支援管理責任者	日勤	8：30～17：00	1名
訪問支援員	日勤	8：30～17：00	1名

6. 当施設が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第5条参照）

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 保育所等訪問支援給付費等から給付されるサービス |
| (2) 利用料の全額を利用者に負担いただくサービス〔(1)以外のサービス〕 |

(1) 保育所等訪問支援給付費から給付されるサービス

以下のサービスについては、サービス利用料金全体のうち9割が保育所等訪問支援給付費（以下「給付費」という）の給付対象となります。給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担といいます）

なお、別表に記載する負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

また、給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

〈保育所等訪問支援の概要〉

1. 保育所等訪問支援計画の作成

すべてのサービスは、「保育所等訪問支援計画（以下、計画）」に基づいて行われます。この計画は、利用者の意思の尊重・こどもの最善の利益優先を考慮の上、本人支援、家族支援、移行支援、地域支援の項目が記載されます。また、この計画は、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

* 計画の写しは、利用者と指定障害児相談支援事業所に交付いたします。

2. 利用者の自宅または保育所等への施設への訪問による支援

計画に基づいた、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を実施します。

3. インクルージョンに向けた取り組み

保育所等への移行推進に向けた支援を行います。

4. 相談及び援助

専門的な機能を生かし、利用者やその保護者、その家族との相談を必要時行います。また、他の施設・教育機関等の情報提供も必要時行います。

5. 関係機関との連携

訪問先施設や関係機関と連携し、効果的な支援を確保・促進します。

〈サービス利用料金〉

サービス利用料の費用構成は別表のとおりです。

利用者の障害の状態と施設規模及び職員配置に応じたサービス利用料金から、給付費の給付額（全体の9割）を除いた金額（全体額の1割）をお支払いいただきます。（個別減免等の負担軽減措置が別途ございます）

（2）利用料の全額を利用者に負担いただくサービス

《（1）以外のサービス（保育所等訪問支援給付対象外サービス）》

給付費の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、個別にご相談させていただきます。（例：写真代等）

（3）利用料金・費用のお支払方法

前記（1）、（2）の料金・費用は1ヶ月ごとに利用日数に基づいて計算した金額をご請求しますので、翌月末指定日までに原則以下ア.の方法でお支払いください。ご希望により、以下イ.の方法でも承ります。（イ.の場合、振込手数料はご利用者負担となります。）

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫
 農業共同組合・郵便局・信用組合（一部除く）

イ. 下記指定口座への振込み

遠州信用金庫 本店 (普) 1107633

《名義》 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
 和合せいれいの里 理事長 青木 善治

(4) 利用の中止

- ① 利用予定日の前に、保育所等訪問支援で定めたサービス利用を中止することができます。この場合には利用予定日の前日（利用予定日が月曜日の場合は、前の週の金曜日）16：00 までに当施設にお申し出ください。
- ② 利用予定日の前日（利用予定日が月曜日の場合は、前の週の金曜日）までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、利用料金の実費相当額をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない場合は、その料金はいただきません。

利用予定日の前日までの取消	無料
上記時間以降の取消	利用料金 10 割負担

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第 7 条第 6 項参照）

当施設は、児童福祉法その他諸法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担になります）

◇ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 8：30 ～ 17：00 （土日・祝日等を除く）

8. 苦情の受付について（契約書第 14 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

苦情受付窓口	担当者名： 松井 愛子 受付方法：面接及び電話（053-475-6110） 苦情受付箱（玄関に設置）
第三者委員	希望される場合は、第三者委員を交えて話し合いができます。第三者委員は、利用者と当施設との間に入って、問題を公平、中立な立場で円滑、円満に解決するために設けられた制度です。この委員は下記の外部の方に委嘱しています。 氏 名：和久田 進 053-474-2838 池谷 守司 053-472-3312
苦情解決責任者	聖隷こども発達支援センター和合 センター長 井上佳子

(2) その他苦情受付機関

浜松市 健康福祉部 障害保健福祉課	所在地：浜松市中央区元城町 103-2（本館 2 階東側） 電 話：053-457-2860 FAX：053-457-2630
静岡県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内 電 話：054-653-0840 FAX：054-251-7508

9. 損害賠償保険への加入（契約書第 8 条参照）

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉施設総合保険
補償の概要	対人・対物賠償、管理財物、人格権侵害、経済的損害 事故対応費用、対人見舞費用

10. 業務継続計画について（契約書第 7 条第 1 項参照）

当事業所は、地震や風水害などの災害時や新型コロナウイルス等の感染症蔓延といった、やむを得ない事由によりサービスの提供に困難が生じた場合において、保育所等訪問支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。どうしても業務継続が困難な場合は、利用者に速やかに状況を説明し、利用者が不利益を被らないよう最善の方法により他のサービス提供先等を紹介しその支援継続に努めます

11. 虐待防止について（契約書第 7 条第 4 項参照）

当事業所は、常に利用者の人格を尊重する観点に立ち、利用者への虐待防止に必要な措置を講じます。

<虐待防止のための措置>

- ① 指針の整備
- ② 虐待防止に関する責任者・担当者の選定

虐待防止責任者	管理者（センター長）	井上 佳子
虐待防止担当者	児童発達支援管理責任者	松井 愛子

- ③ 「虐待防止委員会」の設置・結果について従業者への周知
- ④ 従業者に虐待防止の研修の実施
- ⑤ 成年後見制度の利用の支援

12. 身体拘束の禁止について（契約書第 7 条第 4 項参照）

当事業所は、利用者及び他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、利用者等の身体拘束その他利用者の行動を制限することはいたしません。

<身体拘束適正化のための措置>

- ① 身体拘束適正化のための対策検討委員会の設置・結果について従業者への周知
- ② 指針の整備
- ③ 身体拘束の禁止に関する責任者・担当者の選定

責任者	管理者（センター長）	井上 佳子
担当者	児童発達支援管理責任者	松井 愛子

- ④ 従業者に身体拘束等の適正化のための研修の実施

1 3. 安全計画について(契約書第7条第1項参照)

当事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定します。

- ① 従業者に対し、安全計画の周知、研修及び訓練の実施
- ② 利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知
- ③ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う

1 4. その他留意事項

利用者の賠償責任	利用者の他者への傷害、又は利用者の行為により建物、設備、備品、他人の所持品に破損や消失が認められたときは、賠償していただくことがあります。
思想・布教・営利活動	利用者、家族等のそれぞれの思想、信教は自由ですが、施設内での諸団体への勧誘、斡旋、営利を目的とした取り引等は禁止します。
寄付金、物品寄贈等	当施設では、契約書、重要事項説明書で決められた利用料等の他には、利用者等の負担はありません。職員への個人的なお心遣いは一切ご遠慮ください。

令和5年9月1日 施行

令和6年1月1日 改訂

2024年4月1日 改訂

2025年4月1日 改訂

2026年4月1日 改訂

保育所等訪問支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

施設名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団

聖隷こども発達支援センター和合(聖隷こども発達支援センターかるみあ和合)

説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、保育所等訪問支援の提供および利用の開始に同意しました。

年 月 日

利用者住所 _____

利用者氏名 _____

保護者氏名 _____ (利用者との続柄: _____)